

生協法改正による 生協共済の契約者 保護の充実



保険・年金研究部門 村松 容子

yoko@nli-research.co.jp

1—はじめに

消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）が改正され、2008年4月1日に施行された。1948年の法制定以来、約60年ぶりの大改正である。改正のポイントの1つは、共済事業に関して契約者保護の観点から、事業の健全性を確保するための規制が強化されたことである。

生協法に基づく共済事業は、その発展とともに、事業規模や商品、消費者から見た位置づけなどが民間保険に接近しつつあると考えられてきたが、この改正によって、法制面でも民間保

険並みの規制が行われるようになったと言えるだろう。そこで本稿では、生協法を根拠とする共済の現状を眺めつつ、生協法改正が共済団体にもたらす影響について考察してみたい。

2—生協法を根拠とする共済の概要

図表-1に主な共済の事業概況を示す。様々な共済事業の中で、受入共済掛金や総資産では、JA共済（全国共済農業協同組合連合会。農業協同組合法を根拠とし、農林水産省が監督）が最大であり、大手保険会社に匹敵する規模を有している。一方、契約件数の総合計では、生協の共済がJA共済を上回っている。

生協の共済（生協法を根拠とし、厚生労働省が監督）は全体で580団体あるが、様々な団体が混在しているのが特徴である。例えば、全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）、都道府県民共済（全国生活協同組合連合会）、Co-op共済（日本生活協同組合連合会）等、連合会形式で全国規模で活動している大規模な共済団体がある一方で、労働組合生協共済や職域生協共済などのように、それぞれ特定の限られたエリアで活動している比較的小さな団体もある。

[図表-1] 主な共済団体の2007年度事業概況（損保分野を含む）

	団体数 (団体)	組員数 (万人)	契約件数 (万件)	受入共済 掛金 (億円)	総資産 (兆円)	根拠法	監督官庁
JA（農協）共済	909	932	5,634	52,591	43.52	農業協同組合法	農林水産省
生協の共済	580	5,322	8,616	14,570	5.32	消費生活協同組合法	厚生労働省
全労済	57	1,390	3,340	5,976	2.82		
都道府県民共済	40	1,334	3,393	4,876	0.37		
Co-op共済	151	1,748	631	1,282	0.10		
労働組合生協共済	8	248	675	1,256	0.84		
職域生協共済	9	194	314	954	1.06		
その他	315	408	264	227	0.12		

(資料) 共済年鑑2009年版（日本共済協会）

3—改正の内容

保険や共済を取り巻く環境は、金融の自由化、国際化によって、従来に比べて運用リスクが増大している。また、自然災害の発生や新型インフルエンザの流行など、大規模な災害の発生率リスクにも注目が集まっている。このような背景の中、契約者保護を強化する観点から、1996年に保険業法、2005年に農業協同組合法が改正された。また、2006年には根拠法を持たない共済（いわゆる「無認可共済」）も保険業法で規制されることとなった。今回の改正で、生協法もそれらに追いつく格好となった。

新生協法の改正内容の概要を図表-2に示す。今回の改正のポイントであった契約者の保護を目的として、まず「入口規制」として最低限保有すべき出資金額の基準が設定された。次に健全性確保の観点から、購買事業など他事業との兼業禁止、諸準備金の積立の充実、共済計理人の関与の義務づけ、支払余力比率（ソルベンシー・マージン比率）規制の導入が定められた。

[図表-2] 新生協法改正内容の概要

入口規制
・最低出資金の基準の設定
健全性
・兼業禁止
・諸準備金の充実
・共済計理人の関与の義務づけ
・支払余力比率の導入
透明性
・企業会計基準等の適用
・経営情報の開示の義務づけ
・外部監査の義務づけ
破綻時の契約者保護
・予定利率引下げに関する規定の整備
・契約の包括移転に関する規定の整備

各規定の中身を見ると、「諸準備金の充実」として、新たに価格変動準備金と異常危険準備金の積み立てが規定された。価格変動準備金は、

株式など価格変動による損失が生じ得る資産を保有する場合に積立てることとなっている。金融商品の時価会計導入も予定されており、資産の価格変動に備えようとするものである。異常危険準備金は、従来は火災共済など損害保険分野の共済事業を対象として積立てられてきたが、今回の改正により、生命保険分野の事業も積立て対象となった。また、将来の債務の履行に支障をきたすおそれがある場合には、共済事業規約を変更して追加責任準備金を積み立てることとなった。さらに、剰余金の積立総額、および毎年の積立基準が引き上げられた。

長期共済事業を実施するか、契約者割戻を行う組合においては、共済計理人を選任することになった。共済計理人は民間保険会社同様に、共済掛金積立金の積立ての健全性、契約者割戻の公正・衡平性、共済事業の継続性について確認業務を行い、計理人による意見書を共済団体の理事会に提出するとともにその写しを監督官庁に提出することになっている。また、支払余力比率については、共済団体の財務状況に応じ、監督官庁が必要な命令を行うことができることとされた。

4—法改正の影響

以上のとおり、今回の生協法の改正により、共済事業に対しても民間の保険事業並みの健全性確保が求められることになった。

契約者保護の重要性の認識が高まっている中、今回の改正は時宜を得たものと言えよう。実務対応には相応の負荷がかかるものと思われるが各団体は着々と準備を進めているようである。

今回の改正により生協共済への信頼感がより一層高まることが期待されている。